

総合計画アンケート調査結果報告

1. 調査目的
住民の方々の公共サービスの満足度やまちづくりについての考えを把握し、計画策定にあたっての参考とする。
2. 調査対象
18歳以上の住民5,000人(無作為抽出)
市内の中学3年生全員506人
3. 調査期間
平成19年6月8日～平成19年6月22日
締切後も返送が続いたため、7月上旬到着分までの集計を行ないました。

4. 回収結果

	配布数	有効回収数	有効回収率	合併協実施(平成15年)時の有効回収率
18歳以上の住民	5,000	2,716	54.3%	56.4%
中学3年生	506	491	97.0%	88.9%

5. 調査結果

現時点では、単純集計が完了したところ。
これから分析を行い、計画策定の参考にしていく。

18歳以上の住民分の「問14」集計状況(未定稿)

	満足度	合併協実施時の満足度	満足度 = 設問に係る有効回答数のうち、「満足」、「やや満足」と回答のあった割合
A 福祉・健康分野			
1. 子育てを応援するためのサービス	64.5	72.2	
2. 高齢者の自立支援や福祉対策	62.5	69.0	
3. 障害者の自立支援や福祉対策	55.4	62.6	
4. 健康づくり支援の充実	65.2	76.7	
5. 地域医療等の充実	15.3	59.5	
6. 社会保険制度の充実	31.7	-	
B 教育・文化・生涯学習分野			
1. 児童・生徒の教育環境対策	55.8	62.9	
2. 学校教育施設の整備	61.7	72.6	
3. 文化、芸能等の振興、保存	69.2	76.6	
4. 文化施設の整備充実	60.7	57.4	
5. 歴史遺産、文化財の保護・活用	73.2	77.4	
6. 生涯学習の推進	65.4	71.3	
7. スポーツに親しむ環境づくり	62.6	67.7	
8. 青少年の健全教育	57.5	-	

C 生活・環境分野		
1. 暮らす場の整備	53.1	60.1
2. 快適な生活道路の整備	45.5	51.7
3. 憩い空間の充実	42.0	48.4
4. 通学や生活の足としての公共交通機関等の充実	32.1	39.4
5. 安全な水の供給	72.2	70.7
6. 衛生的な下水・雨水の処理	55.3	53.1
7. ごみ・し尿処理への取り組み	58.5	62.6
8. 環境対策への取り組み	57.6	58.5
D 安全・安心対策分野		
1. 交通安全対策の推進	49.1	56.7
2. 防犯対策への取り組み	58.2	55.1
3. 大地震対策への取り組み	47.3	49.1
4. 地域の防災組織の充実	62.7	65.8
5. 消防・救急体制の充実	57.4	66.2
E 産業・経済・都市基盤分野		
1. 第1次産業（農林水産業）の振興	53.7	60.9
2. 第2次産業（鉱業、建設業、製造業）の振興	46.7	54.3
3. 第3次産業（サービス業）の振興	35.4	48.4
4. にぎわいの創出と交流人口対策	44.1	56.8
5. 便利な市街地・中心街の整備	29.7	45.1
6. 円滑な道路網の整備	47.3	47.3
7. 市の宣伝・情報提供の充実	39.6	-
F 総合的分野		
1. 市の広報・広聴の充実	62.8	75.3
2. 窓口サービスの対応	66.3	74.8
3. 地域情報化への取り組み	54.8	60.0
4. 住民自治の活性化	53.7	60.8
5. 住民参加への取り組み	54.4	58.4
6. 国際交流への取り組み	59.6	65.8
7. 広域連携への取り組み	50.5	-

- ・ 分野別では、「教育・文化・生涯学習分野」の満足度が高く、「産業・経済・都市基盤分野」が低い。
- ・ 項目別では、「歴史遺産・文化財の保護・活用」の満足度が73.2%と最も高く、「地域医療等の充実」が15.3%と最も低い。
- ・ 4年前と比較すると、全般的に満足度が低下している。
- ・ 特に「地域医療等の充実」に関しては、満足度が4年前より大幅に下降しており、「便利な市街地・中心街の整備」などの「産業・経済・都市基盤分野」の項目も満足度の下降幅が大きい。

「総合計画」ワークショップ概要

- 1 目的 総合計画策定に伴い、住民参加によるまちづくりの機会を持つことにより、計画における市の将来像を実現するための施策、事業についてアイデアを参考にするため。
また、総合計画策定を市民にPRし、意識啓発の効果をねらうもの。
- 2 名称 「しんしろ！まちづくりワークショップ」
- 3 対象 40人程度を募集（全3回を通して出席することを基本とした。）
- 4 内容 テーマごとにグループを作成し、ファシリテーターの司会進行により議論を行う。
（ファシリテーター及び全体司会は豊橋技術科学大学が実施）

テーマ1 「地域のお宝」どう活かしますか？

～文化財、史跡、観光資源の課題と活用策を考える～
関係する専門部会：自然環境部会・教育文化部会

テーマ2 安心して子供を産み、育てるには？

～子育て支援、子育て環境を考える～
関係する専門部会：安全安心部会

テーマ3 過疎をどうする！ 山間地域に住み続けるには？

～市域全体のバランスある発展を考える～
関係する専門部会：産業部会・行財政部会

テーマ4 第二東名開通後の市のすがたは？

～市の土地デザインを考える～
関係する専門部会：住環境部会

応募者0人のため
廃止

テーマ5 「協働」ってなに？

～住民自治社会における公共サービスの役割分担を考える～
関係する専門部会：総合・協働部会

5 開催

開催	日時	概要
第1回	6月30日（土） 19:00～21:00	総合計画の概要説明、自己紹介 テーマに関して、住民から見た課題を議論
第2回	7月6日（金） 19:00～21:30	課題に対して、具体的な内容検討や解決案、代替案を検討
第3回	7月20日（金） 19:00～21:30	まとめ 具体的な内容の検討や役割分担

6 場 所 市民体育館第1・第2会議室

7 参加状況

グループ	テーマ	参加者 (人)	出席者数(人)		
			1日目	2日目	3日目
1	テーマ1	6	5	5	5
2	テーマ2	5	5	5	3
3	テーマ3	4	4	4	4
4	テーマ3	4	3	4	4
5	テーマ5	7	7	6	6
合計		26	24	24	22

延べ参加者数 70人

8 啓 発 参加者募集の啓発については、チラシ配布及び防災行政無線、オフトークにより実施。

- ・6月1日 区長発送(各戸)
- ・市内公共施設でのチラシ啓蒙

9 専門部会 全会を通し、該当する専門部会からオブザーバーとして1名ないし2名の出席を依頼。

また、初回に、参加者が議論するための基礎知識として、テーマの参考になる資料の提出と説明を実施。

参加者の自発的な議論を促すため、部会出席者が進んで議論することはしないこととした。

10 結果の公表

まとめを行った用紙(発表の資料)については、後日に市役所ホームページで公表を予定。

総合計画専門部会 各種団体とのヒアリング報告書（まとめ）

平成 19 年 7 月 26 日現在

部会	番号	団体名等	ヒアリング日程	実施概要
産業部会	1	愛知東農業協同組合	7月6日(金) 10:00~	市内の産業に関する課題を専門部会においてまとめたシートを元に意見を聞いた。また、課題に対しての解決方法や市政への要望など提案をいただいた。
	2	新城市森林組合	6月28日(木) 13:00~	間伐等施業の状況と整備を進めるうえでの課題を聞いた。また、林業施策への提案をいただいた。
	3	新城市商工会	6月22日(金) 10:00~	新城地区の商工業の現状と課題、考えられる解決策について、また、早急に市政へ要望することなどについて意見を聞いた。
	4	鳳来商工会	6月25日(月) 10:00~	鳳来地区の商工業の現状と課題、考えられる解決策について、また、早急に市政へ要望することなどについて意見を聞いた。
	5	作手商工会	6月28日(木) 10:00~	作手地区の商工業の現状と課題、考えられる解決策について、また、早急に市政へ要望することなどについて意見を聞いた。
	6	新城市観光協会	6月22日(金) 10:00~	協会の抱える課題と問題点、また市政への要望について意見を聞いた。
	7	新城市農業委員会	7月25日(火) 17:00~	委員会が特に取り組みを行っている遊休農地対策について話を聞いた。
部会 住環境	8	特定非営利活動法人しんしろドリーム荘 新城市地域ITリーダー	6月26日(火) 14:00~	「情報化社会への対応」をテーマに、今後の市内の情報化に対して取り組むべき方向を話し合った。
部会 教育文化	9	新城市文化協会	6月27日(水) 10:30~	文化協会の現状や課題、市への要望について意見を聞いた。
	10	新城市体育協会	(調整中)	
心部会 安全 安	11	子育て中のお母さん方 (60人) +主任児童委員等(8人)	6月8日(金) 11:00~	0~2歳児の母親を対象に、不安、困りごと、保育サービスへの意見など意見を聞いた。
自然環境部会	12	環境活動団体(14団体) 【新城生活学校】【暮らしと環境を考える会(りさいくる21)】【東新町の環境を考える会】【世界の桜の園を作る会】【(N)森林真剣隊】【(N)間伐支援隊】【まなびWAVE】【農村輝きネット・しんしろ】【ダイズの会】【鳳来山自然科学博物館友の会】【作手自然愛好会】【奥三河自然保護研究会】【三河生物同好会】【豊川森の健康診断実行委員会】	7月11日(水) 19:00~	環境に関する活動を行う団体に呼びかけ、同席してもらい、団体の活動内容、団体ががかえる課題、市政に希望することなどを発言していただいた。

—第1次 新城市総合計画—

しんしろ経営戦略プラン

基本構想（案）

第2章 8～9ページ「将来像（キャッチフレーズ）」及び「将来目標（人口、土地利用）」については、後日、修正提案を行う予定です。

新城市

第1次新城市総合計画（しんしろ経営戦略プラン） 目次&構成

第1章 序論 ～総合計画の策定にあたって～	1
1 計画策定の背景	
(1) 市町村合併による「新城市」の誕生	
(2) 社会経済情勢の変化と新しい地方自治への展望	
(3) 新城市の地政的役割	
第2章 基本構想	4
1 計画策定の趣旨と視点	
(1) 計画策定の趣旨	
(2) 計画策定の新たな視点	
ア 自治体経営の視点～実効性のある計画～	
イ 「新たな公共」の視点～市民自治を実現するための計画～	
ウ みんなで使う視点～目標を理解し、成果をチェックできる計画～	
2 計画の構成と期間	5
(1) 計画の構成	
(2) 計画の期間	
3 計画の性格と特徴	6
(1) 新まちづくり計画の理念を包含する計画	
(2) 市の最上位計画	
(3) 行政経営計画	
(4) 市民自治活動の指針となる行動計画	
(5) 見直し時期を明らかにした計画	
4 まちづくりの基本理念と将来像、将来目標	7
(1) まちづくりの基本理念	
(2) 将来像 ～人と自然が織りなす～笑顔・活力・創造都市	
(3) 将来目標	
ア 将来人口（目標人口）	
イ 土地利用の方向	
5 行政経営の基本方針 ～行政経営の原則と分野別方針～	10
(1) 行政経営の原則	
ア 政策形成過程における市民参加（協働）	
イ 行政評価制度による組織目標の設定、施策の評価と進捗管理	
ウ 行政評価と人事評価の融合による組織目標・施策目標の達成	
(2) 経営資源の分野別方針	
ア 財政運営	
イ 行政改革と行政組織	
ウ 人材育成	
エ 情報の発信と共有	

6	めざすまちの姿（各分野の将来都市像）	14
(1)	自然環境の保全と共生のまち	
(2)	活力あふれる産業振興のまち	
(3)	潤いと快適の住環境のまち	
(4)	健康と安全・安心のまち	
(5)	個性を磨く教育・文化のまち	
(6)	住民参加と協働のまち	
7	将来像の実現に向けた市の重点戦略（共通プロジェクト）	15
(1)	協働と市民自治社会の実現のためのプロジェクト	
ア	「地域計画」の策定と位置づけ	
イ	市職員による「地域担当制度」の導入	
ウ	地域自治区の具現化に向けた地域内分権の推進と行政区の再編	
エ	自治基本条例制定への取り組みの推進	
オ	情報通信基盤を活用した行政情報の共有	
(2)	自立のためのプロジェクト	
ア	（仮称）新城インターチェンジ開通に伴う地域戦略と交流人口の拡大	
イ	情報通信基盤を活用した地域間競争力の向上	
ウ	新たな財源確保に向けた投資事業や制度の研究・整備	
(3)	安全・安心プロジェクト	
ア	子育て支援＝次世代人材育成対策	
イ	地震防災対策と消防力の強化 ～消防・防災協働社会の形成～	
ウ	地域医療体制の確立	
第3章	計画を推進するための行動指針	21
1	市民・議会議員・市長・市職員の役割と行動指針	
(1)	市民（NPO、企業を含む）の役割	
(2)	議会・議員の役割	
(3)	市長の役割	
(4)	市職員の役割	
2	計画の進捗管理	
(1)	多様な市民ニーズの把握と市民意向調査の定期実施	
(2)	進捗を管理するための市民委員会の設置	
(3)	中・長期の財政計画（推計）の公表	
(4)	施策・事業シートの作成と予算編成に向けたヒヤリングの実施	
(5)	総合計画と予算編成・財政計画との融合	
(6)	市民ワークショップやシンポジウムの定期開催	

第1章 序論 ～総合計画の策定にあたって～

1 計画策定の背景

(1) 市町村合併による「新城市」の誕生

現在の新城市は、平成17年10月1日に旧新城市、旧鳳来町、旧作手村の3市町村の新設合併により誕生しました。この合併の背景には、戦後の高度経済成長によってもたらされた生活圏域の拡大と、大都市圏への人口集中に伴う地方の過疎化、さらに人口減少時代への突入による少子・高齢化の進行への対応がありました。また、生活水準の上昇に伴う価値観の多様化、心の豊かさを求める住民ニーズの質的な変化、さらには、バブル経済の崩壊以降顕著になった日本の社会構造を変革する動きによる地方分権の推進と国・地方における財政状況の悪化などが考えられ、これらの環境変化に対応していくためには、合併によるスケールメリットを活かした行財政運営の効率化が地域発展の有効な手段であるとして旧3市町村の合併を選択しました。

しかし、合併後の新城市は、旧3市町村の事業や行政システムをそのまま継承したために、その実質的な最初の予算編成において未曾有の財源不足が生じるなど、多くの課題を抱えた前途多難の船出であったといえます。もともと財政基盤の脆弱な市町村同士の合併であったため、最近の財政見通によれば、何も対策を講じないまま推移すると、財政が早晩立ち行かなくなることが予想されています。

一方、旧3市町村では、これまでも地域の特徴を活かした個性にあふれた豊かなまちづくりを進めてきました。旧新城市では、平成7年4月に「元気都市しんしろ」を都市像に掲げた第5次総合計画を、旧鳳来町では平成8年3月に「緑の生活圏＝鳳来《21世紀に輝く、活力とゆとりのまちづくり》」を将来像とする第8次総合計画を、また旧作手村では、平成13年3月に「～地域発、夢おこし宣言～自ら興す村づくり」を将来像に掲げた第5次作手村総合計画を策定し、まちづくりの指針としてきました。そして、これらの総合計画の理念は、合併後のまちづくりの方向性を示した「新市まちづくり計画」へと受け継がれています。

合併後の本市は、地方分権が進む中、旧3市町村が進めてきたまちづくりの成果・課題を引き継ぎながらも、厳しい財政状況の下で引き続き社会経済情勢の変化や行政システムの構造的な変革課題に的確に対応していかなければなりません。

本計画は、地方自治法第2条第4項の規定に基づく、基本構想を含む計画として、また、合併協議会による協議と合意の基に策定された「新市まちづくり計画」を包含する計画として、本市がめざす将来像とそこに至る手法(プロセス)、行政経営の理念を示す合併後、最初の「総合計画」として策定するものです。



(2) 社会経済情勢の変化と新しい地方自治への展望

平成12年4月、「機関委任事務の廃止」「国等の関与の見直し」「権限移譲の推進」などを盛り込んだ地方分権一括法が成立し、明治時代以来続いてきた中央集権型システムの転換が示されました。同時に、国は、平成14年6月に「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002(骨太の方針第二弾)」を閣議決定し、国庫補助金の改革、地方交付税改革、税源移譲を含む税源配分の見直しからなる「三位一体改革」を推進し、財政面からも地方自治体に対し自己決定・自己責任に基づく「自立」を求めています。

こうした動きの背景として、まず、社会経済情勢の変化があげられます。これまでの人口、経済、生活水準が右肩上がりに成長する時代が終息し、低成長社会を迎える中で、人々の関心は、「心の豊かさ」や個性を重視した多様な生き方へと移行するなど、価値観の変化・多様化が一層顕著となっています。

また、大都市圏への人口集中による地方の過疎化、少子・高齢化の進行、国際化・情報化の進展、環境問題への関心の高まり、国と地方における財政悪化、都市と地方の経済・情報分野での格差社会の進行、新たな市町村合併や道州制の動きなど様々な社会経済情勢の変化が起こっており、これらの課題解決は全国一律では進まず、個々の自治体の状況に応じた判断、意思決定に委ねられています。

さらにもうひとつの背景として、地方自治体を含めたこれまでの行政システム(行政経営)のあり方が大きく関わっています。これまでの行政経営は、介護や子育て、教育、防犯、環境保全、まちづくりといった、個人や家庭、企業サービスを含めた地域社会で解決できない暮らしのニーズは、社会が対応すべき「公共」の仕事として身近な市町村などが担い、国の基盤を支える大規模な公共投資は、国や県が対応してきました。こうした高度経済成長期以来の公共サービスのシステムは、国のナショナルミニマムを達成するという大義により、効率性や公平性がより重視されてきましたが、結果として行政へ過度に権限や財源、情報が集中し、行政が担う公共サービスの範囲と依存度を膨張させ、自治体の財政を圧迫してきたといえます。

本年5月、内閣府の諮問機関である地方分権改革推進会議は、地方政府の理念(自治行政権のみならず、自治財政権、自治立法権を有する完全自治体をめざす取り組み)を発表し、補完性・近接性の原理に基づき、市民が自らの責任で決定・制御できる行政経営システム構築への基本的な考え方を示しました。これは、すべての地方自治体が「公共」のあり方を再考することを通じ、行政管理(ガバメント=統治)から行政経営(ガバナンス=協治)へと転換する必要性を示唆しており、「地方分権のめざす姿」としてとらえる必要があります。

今、私達は、地方自治の本旨である「団体自治」と「住民自治」の理念のもと、地方分権が求める「自立」と「協働」のスローガンを大きく掲げながら、全市一丸となって持続可能な地域社会の実現をめざしていくことが必要であり、今回の総合計画には、そのための経営戦略プランとしての期待が込められています。

(3) 新城市の地政的役割

本市は、奥三河地方の玄関口にあり、広域消防事務を始めとする広域行政、医療、経済分野の拠点都市として今後も大きな期待が寄せられています。

県土の約1割を占める広大な市域(499.0K㎡)の83.6%を占める森林は、新市最大の特徴であり、三河材の生産をはじめ、豊川用水の水源である宇連ダムや大島ダムを抱えるなど東三河地方の平野部・半島部の水源涵養の重要な役割を果たしています。さらに、市域の約3割が自然公園地域に指定されているなど、森林は豊かな自然環境の母体となっており、東海自然歩道や県民の森などの施設を利用した国民休養地として役割を担うほか、豊かな自然環境を背景とした潤いに満ちた居住環境を提供できる地域でもあります。

一方、本市は豊橋市・浜松市・飯田市など、三遠南信地域の中核都市を結ぶトライアングルの中央部に位置し、交通・経済流通の要所となりえる地政的な役割から、道州制の導入議論と平行して、新たな市町村合併への対応が今後の大きな課題として浮上しています。

そのような中、今進められている高規格交通網の整備とそれに伴う周辺整備(企業誘致や流通網・拠点施設整備)や情報基盤の整備は、こうした中核都市との経済流通・情報・人の結びつきをはじめ、国際化やボーダレス化をも飛躍的に加速させることが予想されています。

そこで、これまでの土地利用の高度化に加え、物流の大動脈である第二東名高速道路の中間点という全国に占める位置を最大限に活用し、海外をも含めた競争力を備えた自立する地域をめざす、より戦略性を持った行政施策、地域経営へと転換を図っていかねばなりません。

本市は、こうした地域の大きな可能性を見据えながら、東三河地域における広域行政のあり方と本市が果たす役割、経営戦略を積極的に発信しながら、全国に広がる中山間地域における都市経営の先駆者としての地位の確立をめざします。



第2章 基本構想

1 計画策定の趣旨と視点

(1) 計画策定の趣旨

地方分権の流れと本市を取り巻く社会経済情勢や財政状況を踏まえ、これまでの総合計画に見られためざすまちの姿(将来都市像)を中心に総花的に施策を列挙する構成と決別し、将来都市像を実現するための行政運営の考え方「新都市の経営戦略」と手法(プロセス)、「新たな公共」の姿と市民自治社会実現への取り組みを前面に掲げた総合計画とします。

(2) 計画策定の新たな視点

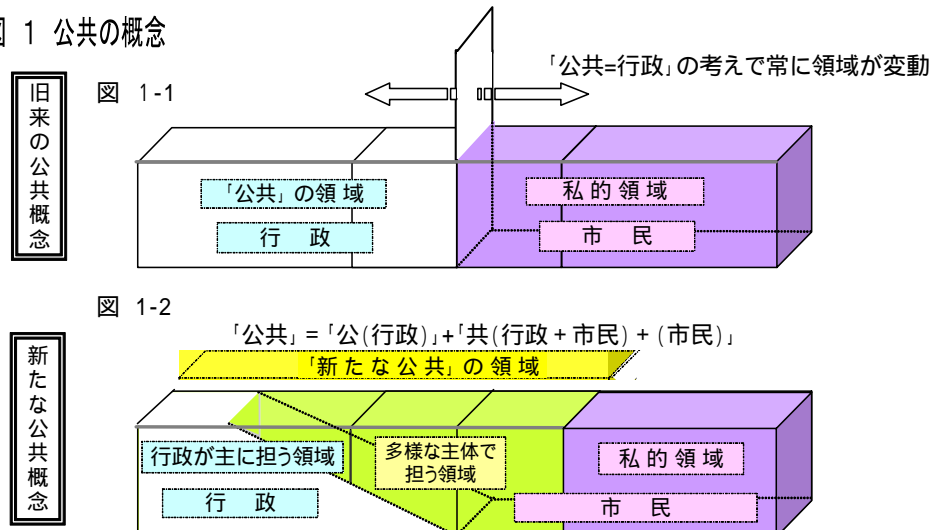
ア 行政経営の視点 ~実効性のある計画~

行政は、市民から付託された「財源配分機能」をはじめとする行政経営の内容を市民と共有することを基本とします。財政運営、行政改革、人材育成、情報発信などの行政としての基本的な経営方針を示すほか、部課の枠を超え行政組織が一体となって取り組む重点施策や分野別施策の優先順位を明確にすることで、より実効性の高い計画をめざします。

イ 「新たな公共」の視点 ~市民自治を実現するための計画~

近年、公共サービスの範囲は、日々複雑化し拡大しているのが現状ですが、今後、公共サービスのすべてを行政が担うことは厳しい財政状況の中では困難であり、市民ニーズや価値観が多様化する中で、すべての市民に満足を届けることもできません。そのため、公共の担い手を行政以外に広げていくことで、公共サービスの質を確保していこうと考えます。その主役となるのが市民であり、「協働」の名の下に将来像を実現するための役割分担を明確にしていきます。「公共」の姿そのものを見直すことで、地域の自治力を高め、真の市民自治社会を実現するための計画をめざします。

図1 公共の概念



ウ みんなで使う視点 ~目標を理解し、成果をチェックできる計画~

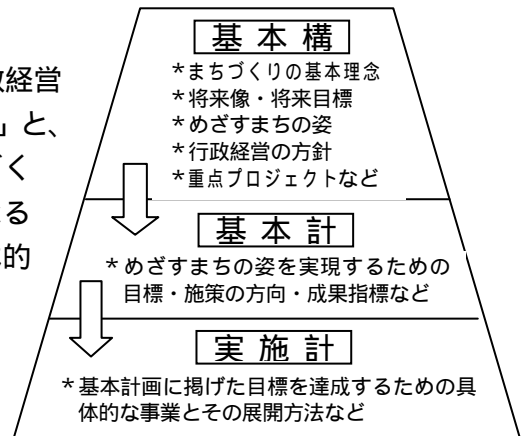
今回の総合計画では、各施策に明確な数値目標と成果指標を設定するなど、進行管理ができる仕組みを取り入れました。「公共」を担うすべての市民が理解し、行政経営をはじめ、様々な市民活動、まちづくり活動にも使える計画をめざします。

2 計画の構成と期間

(1) 計画の構成

計画は、まちづくりの基本理念や将来像、行政経営の方針、市の重点戦略などを示した「基本構想」と、将来像を達成するために体系別に示したまちづくりの成果目標と施策の方向や成果指標等からなる「基本計画」、基本計画を達成するための具体的な事業と展開方法を示す「実施計画」の三層構造とします。

図 2 計画の構成



(2) 計画の期間

計画の期間は、

基本構想	11年間	(平成20年度から30年度)
基本計画		
・前期計画	3年間	(平成20年度から22年度)
・中期計画	4年間	(平成23年度から26年度)
・後期計画	4年間	(平成27年度から30年度)
実施計画		
・実施計画	3年間	(平成20年度から22年度)
・実施計画	4年間	(平成23年度から26年度)
・実施計画	4年間	(平成27年度から30年度)

とします。

なお、今回の総合計画では、市長マニフェストや市民意向調査、行政評価の結果を計画に反映するために、市長任期を踏まえ、基本計画や実施計画を見直す時期をあらかじめ図3のとおり定めます。

実施計画の見直しは、基本計画を見直す市長任期ごとの4年に1回を原則としますが、毎年度の予算編成時において、すべての施策・事業について客観的な行政内部評価を行うことで、取捨選択(事業の入れ替え)ができるように制度を構築します。

(見直し制度の詳細は、第3章「計画の推進体制」で紹介いたします。)

施策の評価を日常化すると共に、毎年度の予算編成時にすべての施策・事務事業についての客観的な行政内部評価に基づく実施計画事業の取捨選択(入れ替え)を行います。また、市民からの提案や市長マニフェスト、市民意向調査を計画に反映するために、市長任期ごとの4年に1回を原則に、基本計画・実施計画の定期的な見直しを行う計画とします。

4 まちづくりの基本理念と将来像、将来目標

(1) まちづくりの基本理念

～ 新たな公共の姿が導く 市民自治社会の実現 ～

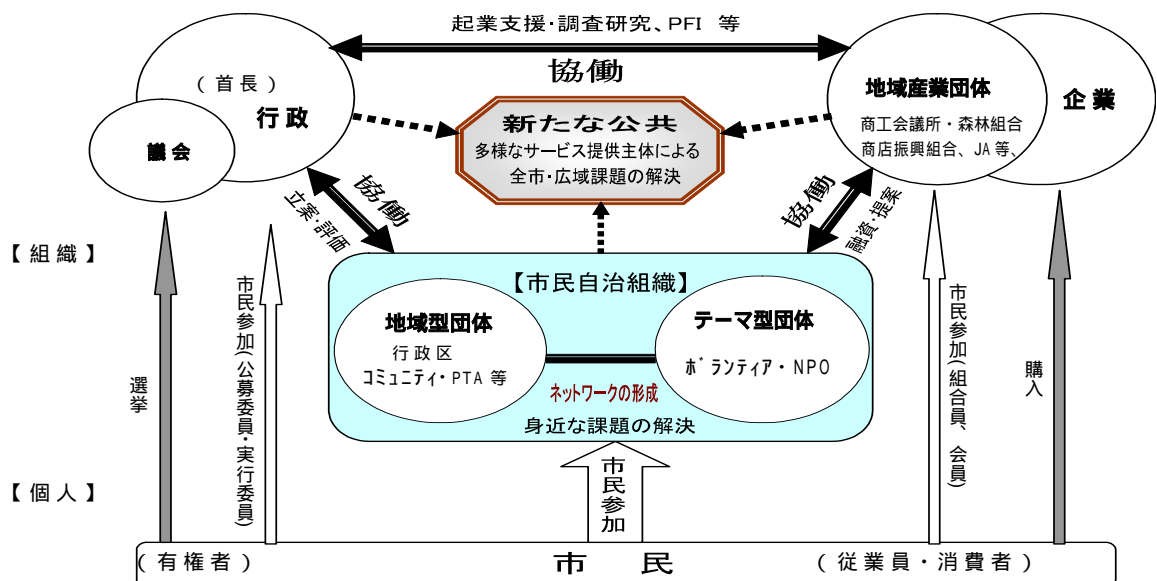
社会経済情勢の変化に伴う市民ニーズの多様化・複雑化、価値観の変化が進む中、依然厳しい財政状況が想定されますが、市民が必要とするサービスを自ら選択し、市民の一人ひとりが住むことに愛着と誇りを持てる持続可能な地域社会を築いていかなければなりません。

そのためには、「公共」の姿そのものを見直し、市民や地域組織、ボランティア、NPO、企業などのまちづくりの多様な担い手が、これまでの活動に加え、「新たな公共」の担い手としての役割をさらに発展させ、これまで公共サービスの多くを担ってきた行政との「協働」によるまちづくりを進めることが不可欠であり、これからのまちづくりの原点であると考えます。

地方分権が一層推進される中、真の市民自治社会を実現するため、「多様な担い手」がその責任と能力に応じて、行政との役割を分担し、互いに共通の価値観を創造しながら、持続可能なまちづくりを進めることを基本理念とします。

また同時に、行政は自らの責務において、行政経営の戦略と手法を常に示すとともに、行政経営のマネジメントサイクルに基づく進捗状況の公表、評価、見直しを市民の視点で行うこととします。

図 4 「住民参加」と「協働」の概念図



(2) 将来像

まちの将来像を

～人と自然が織りなす～ 笑顔・活力・創造都市

と定めます。

○「人と自然が織りなす」は、本市の最大の特徴であり資源でもある豊かな自然環境を経系（たていと）に、そこに住み続ける私たち市民がその恩恵に包まれながら学び・成長し・働く様子を緯系（よこいと）にたとえ、人と自然が共生する土地利用の姿を表します。

○「笑顔・活力」は、健康で子どもからお年寄りまでみんなの笑顔があふれる潤いに満ちた暮らしの実現に向けて、安全・安心の快適な生活環境の整備と地域活力の源である産業の発展、情報・交通基盤の整備による新たな交流域の拡大と賑わいの姿を表します。

○「創造」は、効率的で戦略的な行政経営へと転換をめざす市政の姿と、市民や地域組織（コミュニティ、集落など）、ボランティア、NPO、企業などと行政が、共に手を取り合い、「新たな公共」を基本理念に、「協働」の心を養いながら真の市民自治社会を創造していく姿を表します。

(3) 将来目標

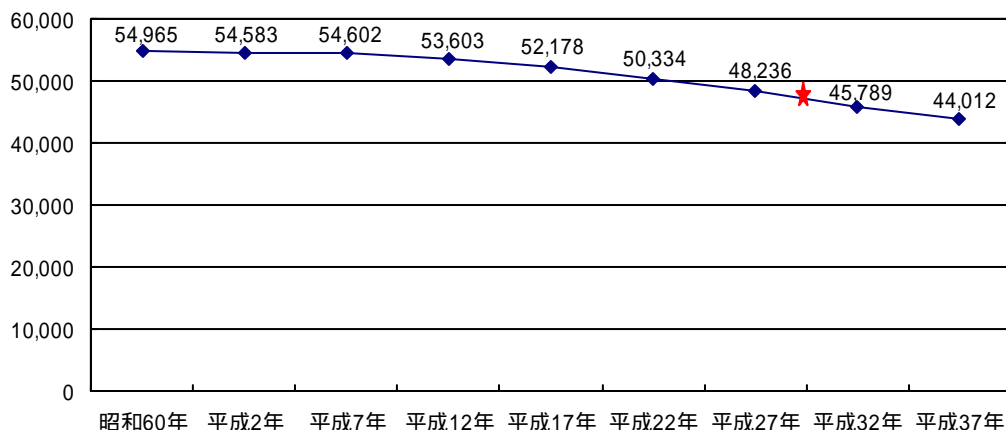
ア 将来人口（目標人口）

本市の人口は、平成17年10月1日の市町村合併により、52,178人（国勢調査）となりました。経年変化をみると、昭和60年をピークに減少傾向がみられ、地区別では、新城地区が横ばい、鳳来・作手地区では減少しています。

平成17年度をベースとする将来人口推計によれば、平成27年（2015年）の本市の人口は約48,000人に減少すると予測されます。しかし、今後この地域では、第二東名高速道路や三遠南信自動車道のインターチェンジの整備が計画されており、企業誘致や住宅開発により人口減少に歯止めを掛けることが期待され、定住環境の充実を図ることで、平成30年における目標人口を50,000人とします。

図 5

コーホート要因法による人口推移



イ 土地利用の方向

新市の将来像である「～人と自然が織りなす～ 笑顔・活力・創造都市」を実現するために、この地域の豊かな自然環境を背景に、水と森、山村と田園を中山間地域の都市的機能と調和させた快適な定住圏域の形成をめざします。

4つの拠点：「商工業活性化拠点」「歴史・文化発信拠点」「自然体験交流拠点」「福祉ネットワーク拠点」

「市の中心核」と2つの「地域中心核」を拠点エリアとして位置づけ、市域の均衡ある発展をめざします。



《市の中心核》

行政機能、経済機能、商工業の集積、道路・鉄道などの交通機能等を勘案し、新城地区を中心核として整備します。

《地域中心核》

鳳来地区、作手地区それぞれの総合支所の周辺地域を核とした2つの機能集積地域を、住民の日常生活における拠点エリアとして位置づけ、地域中心核としての整備に努めます。

第二東名高速道路や三遠南信自動車道のインター周辺地区を流通・交流の玄関口と位置づけ、企業の誘致、アクセス交通網の整備等に努めます。また、開発潜在力の上昇が見込まれる長篠地区については、地元市民の住環境への配慮の面からも適切な土地利用を誘導するよう調整を図ることとします。

8ページ～9ページは、第3回以降の総合計画審議会に再提案します。

5 行政経営の基本方針 ～行政経営の原則と分野別方針～

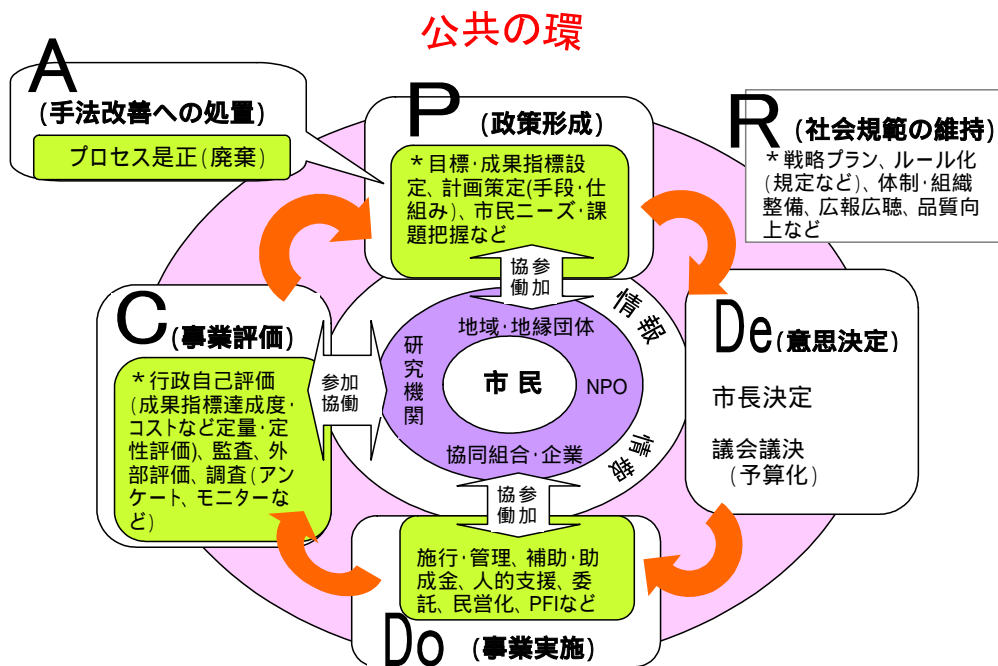
市民から付託された「財源配分機能」をはじめとする行政経営の方針を共有するために、行政経営の原則と経営資源である財政運営、行政改革(組織)、人材育成、情報発信の分野における基本的な経営方針を示します。

(1) 行政経営の原則

行政経営の原則は、総合的かつ計画的で、公平性と透明性が確保され、市民満足度の高い行政運営です。新都市の計画や施策は、すべて総合計画によることを基本とし、最少の経費で最大の行政効果をあげるため、経営資源である「財政」「組織」「人材」「情報」の効率的配分に努めます。また、成果重視型の市民満足度を基調とした行政経営への転換を図るため、マネジメントサイクルによる行政経営を全ての行政活動の原則とし、Plan(計画)・Do(実施)・Check(評価)・Action(改善)の各段階での市民参加や協働、情報公開(共有)、市民ニーズの把握に努めるとともに、行政評価手法の確立、行政評価と人事評価の融合など、サイクルを正常に循環させるためのシステムの導入・確立を進めます。

また、効率的でより満足度の高い行政経営の基盤となる市民自治社会の実現のため、部局別予算配分制度に代表される行政組織内分権と合わせ、地域内分権(市民、地域、市場への分権)を進めます。

図 6 公共サービス事業のマネジメントサイクルにおける「公」と「共」の領域



「公」の領域: DECIDE(意思決定)、RULING(社会規範の維持)
行政が実施することが最も効果的で有効な事務分野
「共」の領域: PLAN(政策形成)、DO(事業実施)、CHECK(事業評価)
「多様な主体に参加する市民」との協働を進める分野
「RULING」(社会規範の維持)
サイクルを維持・定着させるための仕組みづくりの分野

成果重視型マネジメントへの転換のためのプログラム

前頁で、今後の行政経営の原則とした「市民満足度の向上を基調とする行政経営への転換」を図るため、マネジメントサイクルの維持・定着に向けたプログラムを推進します。

ア 政策形成過程における市民参加（協働）の保障

政策形成過程（マネジメントサイクルの各段階）における市民参加は、「多様な市民ニーズや意見の把握」という行政側からの理論で捉えられてきましたが、市民自治社会における市民参加は、「地域の公共的課題の解決に向けて、市民が行政や社会に対して何らかの影響を与えようとする行為」といえます。主権者である市民が行政情報を共有し、行政経営に参加する機会を保障するプログラムを精査し、日常の行政活動に定着させます。

イ 行政評価制度による組織目標の設定、施策の評価と進捗管理

行政評価は、政策・施策・事務事業について、事前・事中・事後の様々な機会をとらえ、一定の基準や指標を持って、その妥当性や達成度、成果を判断するプログラムです。そこで、行政評価制度の定着に向けたプログラムの一環として、総合計画の施策ごとの「成果目標」及び成果目標を達成するための事務事業の有効性・進捗を管理する「成果指標」を常に公表することとし、総合計画に登載された各種施策・事業の目的や進捗状況を市民が理解し、管理できるシステムを構築します。

また、行政の部局ごとに、総合計画の理念やマニフェストをはじめ、実施計画や毎年度の予算編成、施政方針を踏まえた組織目標（運営方針と重点施策）を作成し、市民に公開することで、部局別予算配分制度と合わせた行政組織内分権の推進と市民及び行政内部（部局間）における情報共有を図ります。

【解説】成果目標と成果指標

- これまでの行政は、~~インプットである~~予算の額や~~アウトプットである~~活動実績を重視してきましたが、これからは、行政活動を行うことでどのような効果が期待できるのか、その期待される理想的な姿である「成果（~~アウトカム~~）」を重視した行政への転換を図ります。
- そのため、施策ごとに成果目標を設定し、さらに目標達成に向けた進捗を確認するための指標として、事務事業ごとの「成果指標」を設定。これらを合わせて体系的に公表することで、「市民の視点」による管理を行います。

ウ 行政評価と人事評価の融合による組織目標・施策目標の達成

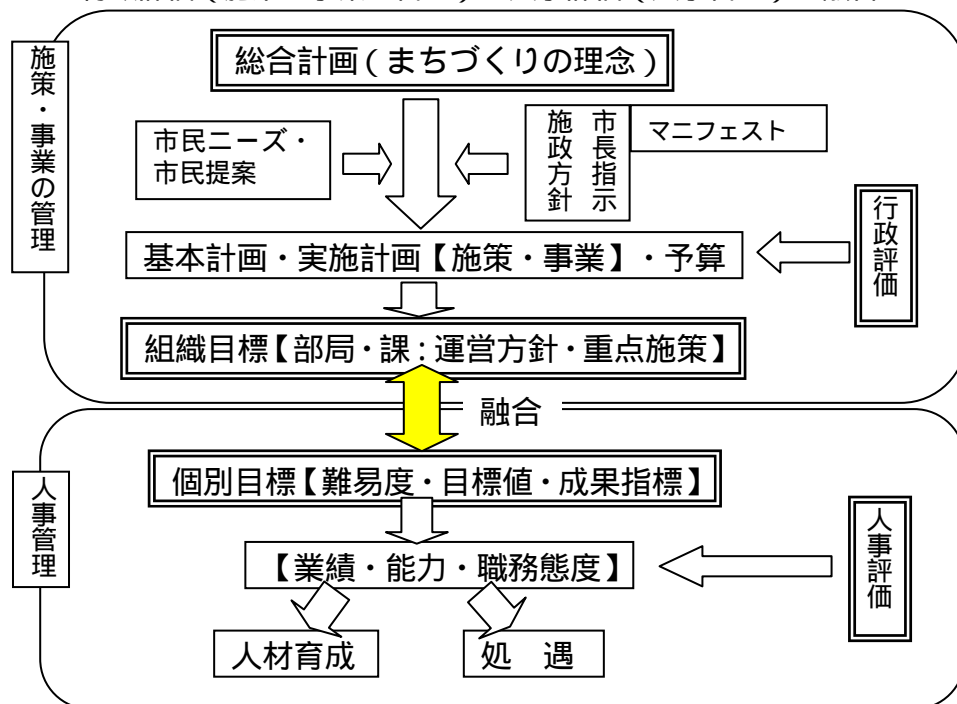
総合計画の施策目標や行政評価による部局や課ごとの組織目標を達成するため、人事評価制度の勤務評定において、個々の市職員が組織目標を基にした個別目標を設定する制度を導入します。行政評価と人事評価を融合することで、

市職員の能力開発や勤務意欲の向上をはじめ、組織目標の効果的・効率的達成、業務間の優先順位の明確化、業務品質の向上、組織内コミュニケーションの向上が図られ、個々の市職員が個別目標を達成することによって、組織目標の達成につながる仕組みを構築します。

【解説】個別目標の設定

- ・ 個別目標の設定は、上司面談（職場ミーティング）を通じて、組織目標を基とする目標の設定と目標ごとの難易度の設定を行い、課内・部局内調整によって決定します。決定された個別目標は、毎年度、実績・達成度を自己評価し、上司面談により報告するとともに、上司による人事評価（勤務評定）を行います。
- ・ 組織目標が、予算や基本計画・実施計画に登載された施策や事務事業の行政評価（達成度・進捗度）によって変われば、個別目標も変更となります。

図 7 行政評価（施策・事業の管理）と人事評価（人事管理）の融合



(2) 経営資源の分野別方針

ア 財政運営

マネジメントサイクルによる効率的な行政経営を行う中で、最も根幹となる要素が財政運営です。社会経済情勢が激しく変化し、本格的な地方分権時代を迎えるなか、新都市が将来にわたって自立し発展していくには、健全で持続可能な財政運営が不可欠です。すべての市職員がコスト意識を持って無駄を省くとともに、常に中・長期的な財政計画（推計）を定め公表し、財源の確保と効果的な財源配分、市民を交えた目標管理、施策・事務事業評価に基づく施策・事務事業の選択と優先度の明確化を図ります。

とりわけ、歳入の根幹である市税収入の確保と公共サービスに対する適正な受益者負担、人件費を含めた経常経費の削減、事務事業の見直しを進めるとともに、従来の発想を超えたグローバル的視野から、国際市場からの資金調達や投資、地域内における地域通貨や市民投資（寄附）事業などの資金調達制度を研究・整備し、市民生活に必要なサービスが安定的に供給され、社会情勢の変化に迅速に対応できる健全な財政運営をめざします。

イ 行政改革と行政組織

地方分権時代に呼応した市民自治社会の構築に向けて、市民、議会、行政による協働のまちづくりを原則に、市民の視線に立った行政経営をめざします。

そのため、総合計画に基づき行われる施策の目標を具体的に示し、成果指標による進捗管理を行うことで、市職員だけでなく市民が評価できる仕組みを作るほか、補助金や交付金の目的や用途についても検証できるように努めます。

組織については、市民ニーズに迅速に対応できるよう、人員の適正配置と組織内の分権を進め、縦割りの弊害を排除する部課間の連携を進めます。

ウ 人材育成

人事制度を行政経営に活かすためには、市職員が管理から経営へと意識を転換し、常に問題意識を持って事務・事業を改善する組織に生まれ変わることが必要です。そのためには、市職員のやる気が活かされ、成果が適切に評価される人事評価制度の導入や市職員が自発的な研修制度を活用するなど、市職員の能力が経営に活かされる人材育成を進めます。

エ 情報の発信と共有

市民参加や協働、市民自治を進めるには、行政情報が分かりやすく公開されていることが前提となります。市民の知りたい有益な情報が常に得られるよう、情報基盤を活用した情報の発信、会議等の傍聴や議事録の公表など、方針決定に至るプロセスをわかりやすく公開するよう努め、市民に便利で透明性の高い行政経営を進めます。

6 めざすまちの姿（各分野の将来都市像）

市民を中心とした新たな公共の担い手と行政との協働により進める、分野ごとのめざす「将来都市像」を以下のとおり定めます。

(1) 自然環境の保全と共生のまち 【自然・環境分野】

当地域の最大の特徴である豊かな自然環境や風土を、ここに住む私たちの居住空間そのものとしてとらえ、決して都会では味わうことのできない市民共有の財産として将来に引き継ぐために、保全・活用し、共生するまちをめざします。

(2) 活力あふれる産業振興のまち 【産業経済分野】

第二東名高速道路や三遠南信自動車道のインターチェンジ建設などを契機とした新たな視点からの産業振興を機軸に、農林業、工業、商業、観光の各分野が互いに連携し合い、地域の活力と新城のブランド価値を高める魅力ある産業振興のまちをめざします。

(3) 潤いと快適の住環境のまち 【生活基盤・住環境分野】

潤い豊かな地域資源に囲まれた質の高い居住空間を創造するため、都市基盤や生活基盤の整備、地域間を結ぶ道路・交通・情報のネットワーク化を推進し、だれもが住みたくなる、環境に配慮した快適な住環境のまちをめざします。

(4) 健康と安全・安心のまち 【健康・福祉・防災分野】

保健・医療・福祉が相互に連携する地域ケアシステムの充実をはじめ、少子化・高齢社会を支える子育て支援や地域内相互扶助の体制整備、大規模地震等に対する防災、防犯対策を進め、子どもからお年寄りまで、すべての人が健康やかに暮らすことのできる健康と安全・安心のまちをめざします。

(5) 個性を磨く教育・文化のまち 【教育・文化・スポーツ分野】

郷土愛を育み、青少年の健全育成と将来を担う人材の育成を図るため、学校・家庭・地域が一体となった学校教育の推進と教育機会・条件の均衡に配慮した学校施設の適正配置に努めるほか、生涯学習・スポーツ、国際交流、伝統文化・芸能などの市民活動・交流が花開く、個性豊かな教育・文化のまちをめざします。

(6) 市民参加と協働のまち 【都市経営分野】

市町村合併の流れを受けて、市民の一体感の醸成や価値観の共有をめざした地域内交流を進めるとともに、地方分権時代における「新たな公共」の理念に基づき、まちづくり活動の担い手の育成や地域自治組織、行政組織、協働体制の見直しを市民の視点で進める、「真の市民自治社会」を支える市民参加と協働のまちをめざします。

7 将来像の実現に向けた市の重点戦略（共通プロジェクト）

将来像の実現に向け、行政経営資源の活用による組織運営の健全化と透明性を主目的とした「行政経営改革」と並行して、市民自治社会の実現や潜在的な地域力を向上させる「地域経営」のための重点戦略（共通プロジェクト）を示します。

（1）協働と市民自治社会の実現のためのプロジェクト

ア 「地域計画」の策定と位置づけ

市民自治を推進する大切な一歩として、市民が地域自治組織を通じて、区域内の特性や課題に応じて、総合的かつ計画的な取り組みを行うため、地域自治組織自らが定めたまちづくりの方向性や地域の将来像、中長期（概ね5年から10年程度）の活動計画等を取りまとめた「地域計画」の策定を推進します。

地域計画は、これまで合併前の旧鳳来町で取り組まれた「住環境プラン」策定事業、旧作手村での「集落計画」策定事業のほか、合併後の新城市で行われている「めざせ明日のまちづくり事業」の中でも、取り組まれています。

本市では今後、計画策定や計画の達成に向けた支援に努めるほか、地域計画を持つ地域において事業を行う際には、当該地域計画の趣旨やまちづくりの方向性に充分配慮することとします。

【解説】：地域計画に登載されることが期待される項目

- ・地域の特性や課題
- ・地域の将来像
- ・まちづくりの方向性
- ・活動計画（中期・長期目標、活動の主体、活動の方法・資金・目標年度）
- ・計画の進捗を管理する方法（組織や定例会議等）、計画の周知方法 等々

【解説】：地域計画を策定する際の留意点

地域計画の策定にあたっては、「住民」アンケートや地域内点検（まち歩き）などを子どもからお年寄りまですべての階層を対象に行い、世帯主の意見だけではなく、「住民」の総意が反映されるよう地域内分権（役割分担）に配慮することが大切であり、策定した計画の地域内への周知も大切な要素と考えています。

イ 市職員による「地域担当制度」の導入

「新たな公共」社会における「協働」を進めるため、地域と行政のパイプ役として、行政情報の提供と地域課題の共有、課題解決に向けた多様な提案の把握に努めると共に、「地域計画」の策定を積極的に支援する制度として、市職員による「地域担当制度」を創設します。

【解説】：「協働」とは？

「協働」とは、市民が参加する市民組織（地縁組織やNPO、ボランティア組織、企業など）と行政とが対等のパートナーとして、それぞれの組織の特徴を活かしながら、地域の公共的課題の解決に向けて共に考え、協力して行動することをいいます。

【解説】：市職員による「地域担当制度」の想定

- ・「地域」の範囲については、概ねの世帯数を200戸～500戸程度とし、鳳来・作手地区については小学校区又は2つの小学校区の集合体を、新城地区については複数の行政区の集合体を目安として設定します。
- ・取り組みは、一市民として、また市職員としての自覚と社会的要請に基づく自主的なものと位置づけ、手当などは支給しない方針です。

ウ 地域自治区の具現化に向けた地域内分権の推進と行政区の再編

市民自治社会の実現と、地域の潜在的な活力「地域力」を向上させる地域経営を進めるため、地域の特性や主体性を尊重しながら、地方自治法第202条の4に基づく地域自治区の設置、(またはそこに至る過程段階での「テーマ型地域自治区」の設置)をめざすなど、地域内分権の推進を図ります。

また、行政組織の一部であり、市条例で「行政情報の伝達及び収集等の効率化を図ることを目的に設置する」と規定されている行政区ですが、同時に地域自治組織としての役割も果たしてきました。しかし、近年山間部を中心に、人口の減少や高齢者世帯の増加がみられ、行政区運営における効率性の低下や市民負担の増加が現実問題として浮上しています。さらに、全市的傾向として、行政区の規模的格差の拡大や地域自治組織としての機能(市民意見の集約、行政への提言、身近な地域課題の解決、自主的な財政運営などの機能)の低下がみられ、個々の行政区が、新たな公共の担い手としてのサービスの提供者となるには困難な状況にあることも事実です。

そこで、地域自治区の設置に向けた動きと連動して、行政区のあり方、地域自治区との関係などについての調査・研究を進め、行政区の再編を推進していきます。

【解説】：「地域力」とは？

「地域力」とは、地域自治組織が自立的かつ主体的に地域の課題を解決したり、地域としての価値を創造していく総合力をいいます。

「地域力」を培う要素としては、地域資源の蓄積力(地域の環境～住環境、福祉・子育て環境、都市環境、就業・就学環境～の維持・改善力、地域組織の存在、活動の継続力など)、地域の自治力(住民が地域課題を自らのものとし、地域の組織的な対応で解決する力：コミュニティガバナンス)、地域への関心力(市民間のネットワーク密度、地域への参加意識、定住意欲、改善意欲など)が考えられます。

【解説】：地方自治法第202条の4に基づく地域自治区

「市町村は、市町村長の権限に属する事務を分掌させ、及び地域の住民の意見を反映させつつこれを処理させるため、条例で、その区域を分けて定める区域ごとに地域自治区を設けることができる。」(地方自治法第202条の4)

本制度は、平成15年11月の地方制度調査会答申を受けて、翌年5月の地方自治法の改正により制度化されたもので、基礎自治体内における市民自治の充実や行政と市民との協働のための新しい仕組みとして、「住民の身近なところで住民に身近な事務を処理する機能、住民の意向を反映させる機能、行政と住民等が協働して担う地域づくりの場としての機能を有する組織」として位置づけられています。

地域自治区は、市長が選任する区域内の住民で構成される地域協議会とその事務を掌る事務所からなり、設置する場合は、市の全域に設置することとなります。地域協議会は、市長・市の機関からの諮問又は必要な事項について審議し意見するほか、条例で定める施策に関する重要な事項で地域自治区内に関するものを決定・変更する場合は、あらかじめ地域協議会の意見を聞かなければならないなどの地方自治法上の規定があります。

地方自治法に基づく制度としては、隣の豊田市、浜松市をはじめ、全国に15団体、91地域自治区(平成18年7月現在)が設置されています。

【解説】「テーマ型地域自治区」とは？

地方自治法に基づく地域自治区が市長の事務を分掌するのに対し、そこに至る過程段階の新たな地縁をベースとした地域自治組織として、地域内における特定の共通テーマ(課題)を解決するための「テーマ型地域自治区」の導入を合わせて検討します。現状では、従来からの行政区の再編をもって、地方自治法上の地域自治区に移行するのはやや性急であり、市民自治意識の醸成に向けた実践の場として、可能な限り、権限と財源を移譲する制度の構築をめざします。

エ 自治基本条例制定への取り組みの推進

市民自治社会の実現を図るため、新都市としての自治の考え方や仕組み、「新たな公共」を担う主体の役割、行政との協働を進めるための基本的ルールや各種制度の位置づけ等々を定める自治基本条例の制定に向けた、市民・議会・行政による議論を早急に進めます。

議論にあたっては、旧3市町村で進められてきた市民自治推進のための取り組みや市民意識、現在の行政区やコミュニティ組織等における市民自治活動の実態等を踏まえながら、市がめざす市民自治と協働の姿、条例化の意義・必要性について明らかにするとともに、より多くの市民が議論の場に参加・情報共有できるよう広報活動・情報公開に努めます。

オ 情報通信基盤を活用した行政情報の共有

公平で透明性の高い行政情報の提供と共有は、行政と市民との信頼関係を高め、市民自治の基礎となる地域力の向上や新たな価値観を創出する前提条件です。市が整備した光ファイバによる情報通信基盤を活用し、迅速かつ積極的な情報共有を可能とするための行政情報の公開ルールを定め、

新たな公共を担う主体同士のフラットなパートナーシップ（協働）を推進します。

【解説】行政情報公開の原則

- ・ 行政情報の公開とは、行政活動の過程や成果、課題についての情報を、市民をはじめとする「公共の担い手」へ提供し共有することです。つまり、「公開＝提供・共有」の視点であり、提供の手段・時期等の選択が極めて重要であることを認識し、最も効果的な方法で行う必要があります。
- ・ 各種計画の策定や事業の方針などを審議・検討する各種審議会や検討会議（以下「会議等」という。）を設置する際は、市からの推薦（選任）による市民委員に留まらず、公募による市民委員を必ず加えることとし、市民の多様な意見・ニーズの把握に努めます。
- ・ 市民委員が参加する会議等は、常に原則公開とし、事前に開催目的や日時等が公に周知されてこそ「公開」であることを認識します。
- ・ 市民委員が参加する会議等は、方針決定（答申）に至るプロセスを明らかにするため、全て議事録を作成し、会議資料と合わせ原則公開するよう努めます。
- ・ その他、会議等に関わらず、市勢動向、施政方針、市の財政状況、補助金や交付金の交付基準等、市民との協働を推進する上で共有すべき情報については、開示請求の有無によらず、行政の責任において迅速かつ積極的に公開するよう努めます。

（２）自立のためのプロジェクト

ア （仮称）新城インターチェンジ開通に伴う地域戦略と交流人口の拡大

地域の広域的な交流と連携、企業展開、産業集積を含めた新産業戦略、定住対策をめざした住環境整備等を進めるため、新城インター開通に伴う地域戦略を早期にまとめます。また、新たな産業戦略の展開については、農協や森林組合、商工会、企業など地域内の産業団体との連携を軸に進めることとし、この地域の主要産業である農林産物の流通拡大や豊かな自然や歴史文化を利用した観光レクリエーション産業の開発などによる交流人口の拡大に、より多くの市民が関わり地域力の向上が図られるよう配慮しながら進めます。

イ 情報通信基盤を活用した地域間競争力の向上

地理的な制約や市場原理等により生じる情報格差の解消を目的に、市は情報基盤（光ファイバ）の全市域への整備と接続世帯・事業所の拡大を進めます。情報通信基盤整備は、電子自治体の構築による市民サービスの向上をはじめ、行政情報の共有による市民協働と住民自治社会の実現、情報の双方向性を活用した地域産業の振興、防災対策、高齢化対策、定住促進、企業誘致など、諸課題の解消と地域力の増進を進める市の根幹的戦略であり、地方分権時代における地域間競争力の向上に努めます。

ウ 新たな財源確保に向けた投資事業や制度の研究・整備

財源確保に向け、国際市場からの資金調達や投資、地域内における地域

通貨や市民投資（寄附）事業など、グローバル的視野からの資金調達制度を研究・整備し、市民生活に必要な不可欠なサービスが安定的に供給されるよう努めます。

（3）安全・安心プロジェクト

ア 子育て支援＝次世代人材育成対策

本市における少子化は、未婚化・晩婚化・出生率の低下に加え、山間部においては過疎化の進行に伴う若者層の減少が大きな要因となっています。こうした背景には、核家族化による親の支援・知恵が得られにくい育児の孤立や負担感、結婚観や家族観の変化、家庭生活と職場の両立、同世代育児家庭の減少による育児不安、職場通勤への負担などが考えられます。

市ではこうした少子化対策と合わせた子育て支援を「次世代人材育成」と位置づけ、「子どもを育てる」ことを単に親の義務としてとらえるのではなく、「地域社会の義務」と考えます。そして、子どもが健康に育ち、子どもを生き育てることに喜びと安心を感じることができる地域社会を構築するため、子どもや子育て家庭を、地域社会やNPO、ボランティア、企業、行政が、世代を超えて支援する体制と既存制度の見直しに取り組みます。

また、山間地域における子育て（若者定住）対策については、地域ごとに策定する地域計画において、若者定住対策を地域力向上のための大きな課題として市民自ら対策を検討するとともに、行政の責務として市域の均衡ある発展を図る観点から、子育て相談や保育サービス、学校教育機会の均衡、情報基盤を活用した行政サービスの実施など、住む場所によって不安を増大させない総合的な次世代人材育成対策に取り組みます。

イ 地震防災対策と消防力の強化 ～消防・防災協働社会の形成～

「東海地震に係る地震防災対策強化地域の指定」及び「東南海・南海地震に係る地震防災対策推進地域の指定」を踏まえ、地域社会が効果的かつ効率的な被害軽減策を講じていくため、「新城市地域防災計画」に基づく総合防災対策を推進します。とりわけ、地域の特徴でもある山間地域における急傾斜地・地すべり対策をはじめ、公共施設の耐震化、避難所の整備、食料・資機材の備蓄を計画的に進めるとともに、自主防災組織や防災ボランティアの育成、情報・広報体制の整備に努めます。

また、地域の消防力の強化のため、常備消防体制の整備と非常備消防団員の確保、設備等の整備、広域消防連携に努めます。

こうした対策を通じ、地域社会を構成する行政、市民、事業所、機関などが自助、共助、公助が果たす責務や役割を互いに認識し、一体となって取り組む「災害に強いまちづくり（消防・防災協働社会の形成）」をめざします。

【解説】地震防災対策強化（推進）地域の指定 【注：新城市は合併に伴う告示日】

地区・指定	東海地震防災対策強化地域	東南海・南海地震防災対策推進地域
新城市	平成18年 4月 3日	平成18年 4月 3日
旧新城市	昭和54年 8月 7日	平成15年12月17日
旧鳳来町	平成14年 4月24日	平成15年12月17日
旧作手村	平成14年 4月24日	平成15年12月17日

ウ 地域医療体制の確立

常勤医師の不足問題に端を発した市民病院の第2次救急医療体制の弱体化、休日夜間診療体制の崩壊の問題は、地域医療システムの崩壊という直接的な影響に加え、市の重要な政策課題である定住対策や少子化・高齢社会対策、企業誘致など様々な行政分野へ影響が懸念されています。

市民の安心を支える地域医療体制は、疾病の初期治療（プライマリ・ケア）を担う地域内すべての民間医院や診療所と、市民病院（第2次救急医療体制）との連携・役割分担が基本であり、住民ニーズでもある地域完結型医療体制の確立に欠かせません。

そこで、新城市民病院では、平成18年5月に報告された「新城市民病院経営改善アクションプラン」に基づき、常勤医師の確保と医師の定着化（医師公募制の推進、医学奨学生制度の創設、臨床研修医の受け入れ態勢の整備、医師の待遇改善など）、病病・病診連携の強化（東三河北部医療圏、東三河公立病院との機能分担、作手診療所との一体化、地元医師会との協調など）

病院経営の効率化（職員の経営感覚の育成、収入・支出改善対策など）などの改革を断行するとともに、職場環境の改善や組織改革、人材育成にも積極的に取り組みます。

また、合わせて、市民要望の高い在宅当番医制度、休日診療所等時間外救急診療体制の維持・向上に努め、「365日、24時間の安心医療」の構築を進めます。

【解説】プライマリ・ケア

疾病の初期治療。患者が最初に利用する医療は、身近な地域の意思との信頼関係に基づき、適切な診断処置及び以後の診療方法の指導がなされるべきとの考えによる治療。

【解説】地域完結型医療体制

患者の生活圏内で、患者の求める医療を提供する医療体制。

第3章 計画を推進するための行動指針

1 市民・議会議員・市長・市職員の役割と行動指針

今回の総合計画は、「新たな公共」を担うすべての市民が参加する行動計画（第2章第3項「計画の性格と特徴」P6参照）としています。市民をはじめ、議会議員、市長、市職員のそれぞれを「協働」を推進する主体として位置づけ、その役割を明確にして取り組みます。

(1) 市民（NPO、企業を含む）の役割

- ア 自助努力：自分たちでできることは自分たちで行います。
- イ 共助共生：お互いに助け合い認め合いながら暮らします。
- ウ 市民参加：地域での役割と責任をもって常に行政区やコミュニティなどの地縁組織を始め、NPO、市民活動団体、企業などの活動に、参加し行動するように心がけます。
- エ 活動連携：企業（事業者）は自らの活動自体が雇用促進、地域経済へ貢献する「市民企業」であること、NPOや市民活動団体は自らの問題意識・興味で捉えた課題を自らのアイデア・方法で解決するノウハウを有することなど、相互の特性を認識し、尊重し合うことで他の活動主体との連携に努めます。
- オ 公共心：地域の将来を考え、まちづくり全体の優先性（「公益」）に協調していきます。
- カ 応答責任：公共の担い手としての意識を高め、社会への問いかけ、社会からの問いかけに応答する責任を果たします。

(2) 議会・議員の役割

- ア 説明責任：議会における議論を通じて、市政の課題と選択肢を明らかにするとともに、市民の理解を広げ、まちづくりへの協力を呼びかけます。
- イ 市民代表：議会改革を常に心掛け、調査・研究を通じ、政策提案を行うとともに、市民意見を代弁し、市民の期待に応えていきます。
- ウ 政治責任：二元代表制の一翼として、行政機関との緊張を保ち、よりよい政策決定・選択を導き出します。
- エ 開かれた議会運営：議会に対する市民参加の機会の充実や話し合いの場の設置など、開かれた議会運営を進めます。

(3) 市長の役割

- ア 公共福祉：市民の代表者として、市民生活の向上を図ると共に、行政経営の責任者として健全な行財政運営を確立します。
- イ 公約実現：マニフェストを市民との契約と位置づけ、その遂行に努めるとともに、進捗状況の公表を行います。

- ウ 政策開発：総合計画をはじめ各種個別計画の推進と、その効果を最大限に発揮できるよう政策の開発に努めます。
- エ 信頼性の確保：説明責任の徹底と市民の意見を聞く機会を設けます。
- オ 人材育成：行政組織の責任者として、行政需要に対応する組織・体制の確立と職員の能力開発・知識向上のための機会を保証します。

(4) 行政職員の役割

- ア 市民志向：職員は地域のまちづくり活動に積極的に参加し、常に市民ニーズを把握しながら、市民の立場に立ったまちづくりを推進します。
- イ 組織内の関係と情報共有：行政組織の部課の枠を超え、優先事業や連携事業の選択・決定、把握に努めるなど、組織目標の達成に向けた協力体制と情報の共有を図ります。
- ウ 情報発信（説明責任）：市民主体のまちづくりを支える事務局であり、地域最大の公共サービスの提供者であることを認識し、行政情報の発信と共有、説明責任の遂行に努めます。
- エ 政策立案能力の向上：市職員として、自身の能力開発・情報収集に努め、常に向上心をもって質の高い政策形成を進めます。
- オ 成果志向：最少の経費で最大の効果を発揮する経営感覚を高めるため、成果目標や施策・事業の成果指標の開発と活用（進捗状況の把握）に努めます。
- カ 広域連携：近隣市町村と協力し、行政効果や行政効率を高めるための広域連携を進めます。

2 計画の進捗管理

(1) 多様な市民ニーズの把握と市民意向調査の定期実施

行政活動や公共サービスに対する多様な市民ニーズの把握を行うため、「市長への手紙」や行政区からの要望、行政懇談会、地域審議会、パブリックコメント制度などの既存制度の充実と市民提案の機会拡大に努めます。

また、公共サービスや事業・施策に対する満足度や成果目標の達成度の把握を行うために、市長任期ごとに行う基本計画・実施計画の定期的な見直しに合わせ、市民意向調査を実施します。

(2) 進捗を管理するための市民委員会の設置

総合計画に掲げた各事業・施策の成果目標や成果指標の進捗状況やマネジメントサイクルに基づく行政経営の定着状況を管理するため、総合計画審議会の委員経験者を含めた市民による「総合計画市民委員会（仮称）」を設置し、市民による総合計画の進捗管理を行います。

(3) **中・長期の財政計画（推計）の公表**

市の経営資源の中心的要素である財政状況や配分方針を市民と共有し、計画的な財政運営を図るため、毎年度の財政状況を公表する「ザイセイの話」に合わせ、基本構想の期間（平成20年度から平成30年度）における財政推計を毎年度作成し公表するとともに、基本計画の区分（前期・中期・後期ごと）における当該期の財政計画を、総合計画の実施計画の基となる施策・事業シートと合わせて公表します。

(4) **施策・事業シートの作成と予算編成に合わせたヒヤリングの実施**

総合計画の実効性を確保するために、4年ごとの基本計画の見直し時期を含めた毎年の予算編成作業に連動して、施策ごとに各年度の事業内容、事業費、財源内訳、成果目標・成果指標及び達成度、マニフェストでの位置づけ等々を記載した施策・事業シート作成し、施策・事業の有効性や優先度を、「総合計画」「行政改革」「財政」「人事（定数）」「環境」の観点から検討するためのヒヤリング（主要事業及び政策形成ヒヤリング）を行います。

(5) **総合計画と予算編成・財政計画との融合**

ヒヤリング及び市長決裁を経て、優先度を明らかにした実施計画（掲載された事業）を、着実に当該年度の予算編成に連動（総合計画の必要経費を予算編成に保証）させることとし、総合計画（実施計画）と予算編成・財政計画の融合を図ります。

なお、毎年度の予算編成時に行う事業・施策評価に基づく事業の見直し、追加・入れ替えを行う際には、事前に総合計画市民委員会へ諮ることとします。

(6) **市民ワークショップやシンポジウムの定期開催**

地域計画に基づくまちづくり活動や行政との市民との協働の実践など、市民自治を推進するための実践や成果、課題を市民で共有することを目的に、総合計画市民委員会が運営する市民ワークショップやシンポジウムを定期開催することとします。

